

調査の概要

1 調査の目的

転職者の就業実態及び意識を受入事業所側、転職者側の両面から把握することによって、円滑な労働移動を促進し、労働力需給のミスマッチの解消を図るための雇用対策に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 調査対象の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業（「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業（家事サービス業を除く）」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

(2) 調査対象

ア 事業所調査

事業所母集団データベース（令和 5 年次フレーム）における事業所を母集団とし、上記（1）イに掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した事業所を調査対象とした。

イ 個人調査

上記アの事業所調査の対象の事業所に就業している一般労働者の転職者から、無作為に抽出した労働者を調査対象とした。

3 調査の対象期間及び実施期間

令和 7（2025）年 10 月 1 日現在の状況について、事業所調査は令和 7（2025）年 9 月 16 日から 10 月 17 日までの間に、個人調査は令和 7（2025）年 10 月 17 日から 12 月 19 日までの間に実施した。

4 調査事項

(1) 事業所調査

ア 事業所の属性

(ア) 事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数

(イ) 性、雇用期間の定めの有無別労働者数

(ウ) 性別雇用期間の定めのない一般労働者のうち転職者数、性別雇用期間の定めのある一般労働者のうち 1 年以上の雇用期間の定めのある労働者数及び転職者数

イ 転職者の採用に当たって重視した点

ウ 転職者を採用した理由

エ 転職者の募集方法

オ 転職者の賃金決定の要素

カ 転職者を採用する際に難しいと考えている問題

- キ 転職者の教育訓練
- ク 今後3年間の転職者の採用予定状況及び採用予定の職種
- ケ 転職者の採用に関し行政に望むこと

(2) 個人調査

ア 個人の属性

- (ア) 性、年齢
- (イ) 最終学歴
- (ウ) 配偶者の有無
- (エ) 扶養家族の有無
- (オ) 転職に当たっての転居の有無
- (カ) 転職回数

イ 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況

- (ア) 雇用期間の定めの有無、雇用期間階級
- (イ) 職種
- (ウ) 役職
- (エ) 就業形態

ウ 直前の勤め先の属性、就業期間

- (ア) 産業
- (イ) 企業規模
- (ウ) 就業期間

エ 現在の勤め先の賃金、労働時間

- (ア) 令和7(2025)年9月の賃金総額階級
- (イ) 直前の勤め先と比べた平均的な1か月当たりの賃金総額の変化状況
- (ウ) 令和7(2025)年9月における平均的な1週間の実労働時間数階級
- (エ) 直前の勤め先と比べた平均的な1週当たりの実労働時間数の変化状況

オ 離職理由

カ 転職

- (ア) 求職活動の手段
- (イ) 転職するに当たっての準備活動及び教育訓練給付制度の利用状況
- (ウ) 転職活動期間
- (エ) 離職した際の雇用保険の基本手当(失業手当)受給の有無
- (オ) 現在の勤め先を選んだ理由

キ 現在の勤め先における満足度

ク 今後の希望等

- (ア) 行政が行う転職支援への希望
- (イ) 今後の転職希望

5 調査方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が業務を委託した民間事業者から調査対象事業所に調査票(事業所票)を郵送。
調査対象事業所は記入済調査票を厚生労働省に郵送又はオンラインで回答。

(2) 個人調査

厚生労働省が回収した事業所票をもとに、厚生労働省が業務を委託した民間事業者が調査対象労働者数を算出。当該民間事業者から事業所調査の対象事業所に調査票（個人票）を発送し、事業所調査の対象事業所が調査対象となる労働者を抽出し個人票を配布。

調査対象労働者は記入済調査票を厚生労働省に郵送又はオンラインで回答。

6 調査機関

(1) 事業所調査

調査票の配布：厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

調査票の回収：報告者 — 厚生労働省

(2) 個人調査

調査票の配布：厚生労働省 — 民間事業者 — 事業所調査対象事業所 — 報告者

調査票の回収：報告者 — 厚生労働省

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 17,354 事業所 有効回答数 9,154 事業所 有効回答率 52.7%

(2) 個人調査 調査対象数 13,975 人 有効回答数 7,310 人 有効回答率 52.3%

8 利用上の注意

(1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。

(2) 複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。

(3) 表章記号について

①「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

②「—」は、該当数値がなく集計結果が0となる場合又は分母が0のため計算できない場合を示す。

③「*」はサンプルの少ないものであるので注意を要する。

④「…」は、調査をしていないことを示す。

9 主な用語の定義・解説

〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

(1) 常用労働者

次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(2) 転職者

本調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（短時間労働者は除く）のうち、当該事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者（移籍出向を含む）であって、令和6(2024)年10月1日から令和7(2025)年9月30日の間に雇用された者をいう。他企業に雇用された経験が、学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事のみである場合は含めない。

(3) 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム労働者）をいう。

(4) 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

(5) 職種分類表

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいう。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいう。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいう。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいう。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいう。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいう。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となる。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいう。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいう。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月改定）に基づいている。

10 集計・推計の方法

(1) 事業所調査

産業、事業所規模（事業所における常用労働者数により区分。以下同じ。）ごとに算出した復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(2) 個人調査

性、産業、事業所規模ごとに算出した復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。